

大阪市告示第1093号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、茶屋町B－2・B－3地区市街地再開発組合に係る定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第4項の規定により、茶屋町B－2・B－3地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年8月7日

大阪市長 横山英幸

1 縦覧の内容

茶屋町B－2・B－3地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書

2 縦覧の期間

都市再開発法第45条第6項又は同法第100条第2項の公告の日まで
ただし、大阪市の休日を定める条例第1条第1項に掲げる日を除く。

3 縦覧の時間

午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分まで

4 縦覧の場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

都市整備局市街地整備部住環境整備課市街地再開発グループ

（都市整備局市街地整備部住環境整備課）